

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

令和6年10月17日

シュマルツ株式会社 手動搬送システム営業部

部長 瀬井 克典 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

令和6年9月18日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

A社は、照会書に掲げられた業務の実施に関し、業務の具体的内容によっては建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条に規定する建設業の許可を要する。

2 見解及び根拠

法第2条第1項において、「建設工事」とは土木建築に関する工事で法別表第一の上欄に掲げるものと規定されており、その内容は「建設業法第二条第一項の別表第一の上欄に掲げる建設工事の内容(昭和47年建設省告示第350号。以下「告示」という。)」において示されている。また、同条第2項において「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもつてするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいうこととされている。加えて、法第3条第1項において「建設業を営もうとする者」は、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者を除いて、許可行政庁による許可を受けなければならないこととされている。

ここで、照会書に掲げられたバキュームリフトの設置それ自体については、照会書に言うように「クレーン揚重業(建設揚重業)の類の専門工事作業は必要としない」限りにおいて告示とび・土工・コンクリート工事欄イにいう「機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置」にはあたらず、設備同士の固定等を含め商品生産設備の単なる繋結である限りにおいて、法別表第一にいう機械器具設置工事にもあたらないものであると解されることから、法第3条に規定する建設業の許可を要しない。

しかし B 社の求めに応じ、あと施工アンカー等による固定を行う際には、「建設業許可事務ガイドライン（平成 13 年国総建第 97 号）」に例示するように告示とび・土工・コンクリート工事欄ホにいう「その他基礎的ないしは準備的工事」にあたるものと解されることから、当該工事の請負代金の額が 500 万円以上である場合にはとび・土工工事業許可を受ける必要がある。